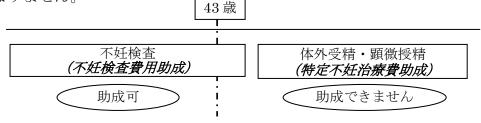
事業に関するQ&A

1 助成の対象者に関すること

- Q1 助成対象は、子どものいない夫婦だけですか。
- A 子どもの数に関係なく、不妊検査を受ける夫婦が対象となります。 ただし、法律上の夫婦が対象です。 (事実婚の場合は、助成の対象とはなりません。)
- Q2 夫婦のどちらかが、勤務の都合などで住所を市外に移した場合は、助成が受けられますか。
- A 申請される時点で、夫婦の双方またはどちらかが富山市に住所を有することが 必要です。どちらか一方のみ市外に住所を有していても助成の対象となります。
- Q3 助成の対象に年齢制限はありますか。
- A 検査開始期間の初日における妻の年齢が 43 歳以上の方は助成の対象となりません。
- Q4 婚姻前の不妊検査は助成の対象となりますか。
- A 婚姻前の不妊検査は対象となりません。婚姻してから3年以内のご夫婦における不妊検査が対象となります。
- Q5 不妊検査のあと、体外受精を行うことになりました。不妊検査費助成と特定不 妊治療費助成の両方とも申請することはできますか。
- A できます。特定不妊治療費助成(体外受精・顕微授精)の対象になる治療開始日とは、採卵準備のための投薬開始日です。不妊検査の期間と重なっていないため、助成対象となります。

ただし、年齢制限があり、開始日時点で妻の年齢が 43 歳以上の方は、助成の対象となりません。



- Q6 過去に特定不妊治療費助成を受けたことがあり、今回改めて検査を受ける場合 は助成の対象になりますか。
- A 本助成は、挙児を希望しながら、概ね1年以上妊娠に至っていない夫婦が、不妊の原因について関心を共有し、機を逃すことなく必要に応じた治療に取り組むことができるよう、夫婦での不妊治療に取り組むことができるように環境を整えることを目的としているため、過去に一般不妊治療、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を受けたご夫婦は対象になりません。
- Q7 不妊治療の一環として行われる検査は対象外とありますが、どういった検査を 指していますか。
- A 不妊治療を行うという治療方針が確定された後に実施した検査は、原則、助成対象となりません。
- Q8 挙児を希望しながら、概ね1年以上妊娠に至っていない夫婦とありますが、 1年未満の場合は対象外ですか。
- A 医師が個々の状況に応じて、1年未満であっても、不妊症の診断のために必要と 思われる場合は対象となります。
- Q9 特定医療機関から紹介状をもらい受診した医療機関での検査費用については、 助成の対象になりますか。
 - A 特定医療機関からの紹介により検査を実施した医療機関での検査費用については、助成の対象になります。申請書類を提出される時に、紹介された医療機関での検査費用の領収書と診療明細書も一緒に提出してください。

2 申請時期について

- Q1 いつの段階で申請するのでしょうか。
- A 夫婦共に検査が終了してからの申請になります。

ともに検査が終了した年度に申請となるため、検査が終了してから、申請可能 な年度内に医療機関から、受診等証明書の発行を受けて申請してください。助成 の申請が年度末の場合は、原則として検査が終了した日の属する年度内に申請を 行ってください。

不妊検査助成事業の申請時期について(例)

1年以内



※夫婦ともに検査を終了してからの申請 (夫婦の検査期間は1年以内)となるため、 令和3年度に申請となる。

ご夫婦の一方が検査を開始した日から ご夫婦ともに検査が終了した日までの期間が 1年以内のものが対象

※例の場合、妻の検査開始が令和2年11月、夫の検査終了が令和3年5月であるため、令和3年度に申請する。

3 申請手続きについて

- Q1 申請手続きは、対象者本人ではなく家族が行ってもよいのですか。
- A 家族が行っても構いません。
- Q2 戸籍謄本は必ず必要ですか。
- A 戸籍謄本は、必ず必要です(外国人の夫婦の場合は、婚姻している夫婦である ことを証明できる書類の提出が必要になります)。

4 領収書及び診療情報提供書について

- Q1 医療機関発行の領収書はコピーでもよいのですか。
- A 医療機関から提出された領収書・診療情報提供書の原本をお願いします。領収書の治療費等内訳から請求額を確認するためのものであるため、検査内容、検査期間及び検査に係る医療費総額または自己負担額がわかれば、書類の形式は問いません。

なお、領収書については申請時に確認し、コピーした上で申請者に返却します。 (確定申告等で領収証が必要な場合があるため、原本は必ず申請者に返してく ださい。)

なお、領収書に不妊検査費の明記がない場合は、明細書の提出が必要になります。

5 受診等証明書について

- Q1 証明書の印は医療機関の角印が必要ですか。
- A 担当医師の私印でも角印でもどちらでもよいです。
- Q2 証明書は、それぞれの医療機関で記入するのですか。
- A 総合病院等、同一医療機関で実施する場合は、1枚の証明書に産婦人科と泌尿 器科の主治医が連名で記入してください。

異なる医療機関で実施する場合は、それぞれ別の証明書に夫分(または妻分) のみ記入してください。

6 助成回数、金額等について

- Q1 助成回数に制限はありますか。
- A 夫婦につき、1回のみの助成となります。 検査開始日において、妻の年齢が43歳を超えていると対象となりません。 助成金額は夫婦一組につき、一回のみとなります。

- Q2 申請書を提出した後、何日くらいで振込みされますか。
- A 助成の決定を行った日からおおむね30日以内に支払いをします。 申請されてからおよそ2か月です。
- Q3 申請金額は、どのように記入するのでしょうか。
- A 医師が不妊症の診断のために必要と思われる検査において、医療保険適用の自己負担額と医療保険適用外の自己負担額の合計額が対象となります。

不妊治療の効果等を確認するための検査など、不妊治療の一環として行われる 検査は助成対象となりません。医療機関が発行する受診等証明書の金額と同額を 記入してください。

- Q4 いくら助成してもらえますか。
- A 夫婦一組につき、2万円を限度に助成します。
- Q5 検査期間が年度をまたがる場合は、どのように取り扱うことになるのですか。
- A 原則として夫婦共に検査が終了した日の属する年度内に申請をしていただくことになります。
 - 3月から4月にかけて検査を行い、4月に検査が終了した場合には新年度の 申請の対象となります。

7 助成対象の内容について

- Q1 助成対象外経費とは何ですか。
- A 本事業の受診証明書やその他の文書料等は助成対象外となります。

また、不妊治療の効果を確認するための検査など、不妊治療の一環として行われる検査は助成対象外経費となります。

また、治療費や教材費、食事代、入院費、個室料その他の不妊検査に直接関係がない費用も助成対象外経費となります。

- Q2 文書料は助成対象になりますか。
- A 助成対象外です。
- Q3 初診料、再診料は助成対象に含まれますか。
- A 不妊症の診断のために実施した検査に係る初診料の自己負担分及び再診料の 自己負担分は含みます。